

## 令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 会計管理課  
 3 監査実施期間 令和6年10月21日

### 指 摘

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、課内異動を含めた職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。職員の健康のため、人員配置を強く要望し、過労死等労災認定基準を上回る職員が生じる状況は避けること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>令和6年度の職員の時間外勤務の状況は、年間360時間を超える時間外勤務を行った職員が6人、厚生労働省が定める過労死等労災認定基準を上回る勤務状況にあった職員が1人であった。令和5年度と比べて年間360時間を超える時間外勤務を行った職員が2人増加となる結果となったが、これは時間外に選挙事務と災害待機に従事したことが主な原因である。</p> <p>令和7年度の職員配置に当たっては、所属年数が長く知識と経験の豊富な職員2人がそれぞれ人事異動と育児休業取得になったため、課全体の事務能力の維持に重点を置いた職員配置を行った。</p> <p>これからも業務改善と業務の効率化に向けた取り組みを強化し、働きやすい職場環境づくりに努め、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図っていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 8年 1月31日</p> <p>支払審査件数が多くなる出納整理期間と出納閉鎖後の決算調製の時期である4月から6月までの業務が集中する期間は、係を越えた協力体制を強化して業務に取り組んだことにより、昨年度とほぼ変わらない時間外勤務時間数であった。しかし、令和7年9月末で職員1人が退職し欠員が生じたことから、職員一人当たりの時間外勤務時間は昨年度と比べて増加している。11月からは所属長も入った係別のミーティングを定期的に行い、業務の進捗状況を確認した上で、その効率化と改善の方法を模索している。</p> <p>令和7年度の1月までの時間外勤務時間は、所属全体で3183時間であり、昨年度の同月と比較して88時間増加している。また、令和8年1月末時点で、今年度の時間外勤務時間が360時間を超えている職員が5人いるが、過労死等労災認定基準を超える職員はいない。</p>

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

## 意見

### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(4) 内部統制事務におけるリスク 全庁的な内部統制について</p> <p>定期監査において、全庁的に内部事務の基本的な部分での誤りが見受けられる。誤りを防止するため、システムによる対策を含めたデジタル技術の活用を検討するとともに、各所属に対する牽制機能の強化に努めること。また、全庁的な誤りの発現に危機感を持ち、部長会議を利用した注意喚起など積極的な発信に取り組み、各所属内でのチェックが十分に機能するよう、出納員の責任に対する意識付けを改めて行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 7月 7日</p> <p>各所属の出納事務の適正な処理を確保するため、令和7年4月16日付で事務の適正化に向けた会計管理者による通知を庁内掲示板に掲示した。この通知において、令和6年度に実施した実地検査で発現を確認した会計事務の誤りの例を挙げ、会計事務に内在するリスクについて啓発し、出納員等の意識の向上に努めた。また、部長会議において、出納員である各所属長が先頭に立って事務の適正化に向けた取り組みを実行するとともに、出納事務に係る組織的なチェック体制を早急に強化するよう、会計管理者から各部長に要請した。</p>

### 2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 金融機関及び関係機関との連携について【有効性の視点・経済性の視点】</p> <p>手数料の有料化など交渉が必要となる場合において、支出額の抑制を円滑に進めるためには、日頃から金融機関との関係性を構築しておくことが重要である。引き続き、業務における連携を図るとともに、交渉においては県や県内他市と協調して進めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月 31日</p> <p>指定金融機関等に取り扱ってもらっている公金の収納と支払に係る事務について、その効率化と合理化を図るため、定期的を実施する事務の状況等の検査の時などに合わせて、指定金融機関等と情報交換を行った。今後も指定金融機関等との良好な関係性を維持していく。</p> <p>県内の地方公共団体とも、三重県都市会計管理者協議会や会計職員事務研修会などの場を利用して、公金の収納と支払に係る事務に関する情報の共有化を継続していく。</p>
<p>② 手数料の抑制にかかる取り組みについて【経済性の視点】</p> <p>令和6年度から金融機関へ支出することとなった窓口収納手数料や振込手数料について、支出額の抑制を図るため、キャッシュレス化の推進に取り組むとともに、庁内共通の支払日の設定についても検討を行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 7月 31日</p> <p>収納事務の効率化と窓口収納手数料負担の軽減化につなげるため、公金収納担当課に対し、スマートフォン決済が可能な払込票バーコード収納に関する情報の提供や地方税統一QRコードを活用した公金収納の推奨などを行った。</p> <p>振込手数料負担の軽減を図るため、口座振込による同一債権者への複数の支払を一つに集約するためのシステム改修と集約後の支払の明細を債権者に通知するシステムの導入に向けた取り組みを開始した。</p> <p>【継続努力】 令和 8年 1月 31日</p> <p>公金収納担当課に対し、引き続き、スマートフォン決済が可能な払込票バーコード収納に関する情報の提供や地方税統一QRコードを活用した公金収納の推奨に努めた。</p> <p>令和8年度からスタートする同一債権者への口座振込による支払の集約化に向けて、財務会計システムに重複登録されている支払債権者のデータを整理するなど、計画的にその準備を進めている。</p>

<p>③ DX化に向けた体制づくりについて【効率性の視点・合規性の視点】</p> <p>職員による最終確認は引き続き必要であるものの、デジタル技術の導入及び活用による業務の正確性と効率性の向上が求められる。職員が導入及び活用に向けて取り組みやすい環境を整えるため、ポスト職は柔軟な体制づくりを進めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日</p> <p>会計事務の正確性と効率性をこれまで以上に確保していくには、デジタル技術の活用も有意義であるとの認識のもと、総務部が実施する新たなデジタル技術の体験会などへの職員の参加を積極的に推進することにより、デジタル技術の活用に向けた取り組みを進めた。</p>
<p>④ 職員用机・椅子の管理について【効率性の視点・有効性の視点】</p> <p>一元的に管理する職員用机・椅子について、引き続き各所属における職員数の変動や老朽化による更新の必要性を正確に把握し、適切な予算の確保とともに無駄な在庫が生じないように取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月 1日</p> <p>各所属で使用する職員用机・椅子について、各所属への聞き取り調査や必要に応じて実施する現物調査により、その使用状況や機能の劣化状態の把握を行った。これらの調査により更新の必要が認められた机・椅子については取り換えた。人事異動による職員数の変動についても、人事異動内示後速やかに調査を実施し、職員の異動に対応した必要な数量の机・椅子を各所属に配置した。今後も適切な職員用机・椅子の管理により一層取り組んでいく。</p>
<p>⑤ 三重県都市会計管理者協議会の負担金について【経済性の視点】</p> <p>三重県都市会計管理者協議会の決算において、各市からの負担金に比べて支出額が少なく、余剰金が繰り越されている状況である。同協議会における必要額の精査を行い、負担金の減額や一時廃止についての提案を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 5月13日</p> <p>令和7年5月13日に開催された三重県都市会計管理者協議会総会において、令和7年度の協議会負担金は徴収しないことが承認された。令和8年度以後の協議会負担金の徴収については、事業の状況を勘案した上で判断することが同総会において確認された。</p>